



No. 2

編集：日本弁護士連合会  
国際室  
03(3580)9741

## 主な記事

- 第11回アジア弁護士会会長会議開催(9面)
- I B A理事会報告(9面)
- カンボディア弁護士会と覚書締結(9面)
- 国際的な活動に携わって(10面)
- ビジティング・スカラー推薦決まる(10面)
- 国際司法支援活動弁護士登録制度(10面)

●このニュースについては国際室までお問合せください。

## 第11回アジア弁護士会会長会議開催

本年10月27日から29日まで、デリー(インド)において、第11回アジア弁護士会会長会議(POL A)が開催され、昨年の第10回東京会議の実行委員長であった本林徹前国際交流委員会委員長(会長代理)を団長として、吉野正同委員会委員長他4名が参加した。10月のデリーは昼間こそ35度を超えるが、朝晩は半袖では肌寒いほどであった。

今回は、新たに参加したフィジーをはじめとする総勢16の国及び地域の代表が集まり(約50名)、オブザーバーとしてI B Aのダイアナ・ケンプ会長、LAWASIAのエンカント現会長、小杉丈夫前会長、I P B Aの三宅能生次期会長らも参加した。

27日夕方からの開会式に引き続き、28日の午前中は、法律扶助をテーマとする特別セッションが開催された。前回の東京会議において、従来と異なった試みとして、本会議とは別に特別セッションを開催したが、今回もこれが踏襲されたものである。特別セッションでは、まず、吉野委員長が日本の法律扶助の現状について基調報告を行った。法律扶助問題は、参加各国にとって極めて関心の高いテーマであり、活発な議論が交わされ時間が足りないほどであった。

28日の午後から翌日午前中にかけて、各国からのカントリーレポートの発表となった。日弁連からは、本林団長が司法改革の現状を中心に発表を行った。

会議の最後に、以前から継続案件となっていたP



OLA事務局設置問題に関して意見交換がなされた。日弁連はインフォメーションセンターの機能を担う用意がある旨提案したところ、日弁連は前回の東京会議を成功させたこと、今回の会議での特別セッションのテーマ設定に貢献したこと、各弁護士会の情報を集約した世界弁護士便覧を作成していることなどの理由から、参加各国から歓迎・承認された。

今回のPOLAで法律扶助セッションが行われたこともあり、POLA直前に開催された理事会において、来年2月に法律扶助に関する会議を開催することを決めた。また、すでに、I P B Aは、来年4月に、東京において総会を開催することを決定している。

第12回会議は、2001年10月初旬にクライストチャーチ(ニュージーランド)で開催される予定である。

(国際室嘱託田中みどり)

## I B Aアムステルダム隔年大会

## 日弁連の公益活動への国際的関心

標記のI B A大会が9月14日から22日までオランダの古都アムステルダムにおいて開催された。I B A大会には3500名、同理事会には120名を超えるI B A史上最多の参加者が集った。日弁連からは梓澤I B A人権協会共同副議長と当職が出席した。参加者が激増したことは、急速に進展するグローバル化や情報技術の革新が世界の弁護士職に広汎な影響を与えていることを示すものと言える。理事会で討論された主要課題と、それに対する日弁連の発言の要旨は以下の通りである。

「コマーシャリズム対プロフェッショナリズム」の決議案が採択され、I T革新の進展等が弁護士業務のコマーシャル化を不可避にさせていく中で、弁護士職の公益性、倫理性の原則が確認された意義は高い。決議案討議に際して、日弁連は、複雑、多岐にわたる弁護士職の公益活動を展開するには、弁護士会を中心とする組織的対応とその役割の強化・拡充が不可欠であると主張し、これに沿った日弁連の具体的取組みを以下に例示した。(1) I B Aは人権擁護基金として各国弁護士会に年間一会员当たり1ドルの募金を提唱しているが、日弁連会員は年間一会员当たり400ドル以上を公益活動の支援に拠出している(これは恐らく世界最高の水準であり、この発表に会場から驚きの声があがった)。(2)弁護士の過疎対策基金として、年間一会员当たり約120ドルが拠出されており、この基金で、過疎地の中核



地点に法律相談センターを設置する企画が実施されている。石見センターでは、テレビ電話などを活用して仮想支部を各隣接地に設置し、I T技術を公益活動の増強に利用する試みが始まっている。(3)日弁連は、国際立法過程の民主化を目指して、国連国際組織犯罪条約起草特別委員会の各会期に継続的に参加しているので、同条約案中、共謀罪、資金洗浄に関する規制態様などに問題点があると注意を喚起したところ、一国の弁護士会が類似のNGO活動をしている例は日弁連の他にはABAぐらいであることが判明した。

このように日弁連の公益活動には国際的にみても先進性があり、ボルホフ会長から日弁連の実情をI B A会報で世界に広く紹介して欲しい旨の要請を受けた。日弁連の顔が見える国際活動を展開する上で、このような情報発信は重要である。また、国際的視野から見た日弁連の公益活動の現状は日本の司法制度改革の論議の中でも正当に評価されるべきではないだろうか。なお、ケンプ女史は、史上初の女性会長として今回I B A総会で選出されたが、同会長が世界の弁護士職の未来像構築に今後如何なる舵取りをするのかが注目されるところである。

(I B A理事 西村利郎)

## カンボディア弁護士会と覚書に調印

4月26日から5月2日まで、本林徹国際交流委員会委員長(当時)を団長とする総勢14名は、ラオス人民民主共和国及びカンボディア王国を訪問した。主たる目的は、日弁連が現在積極的に司法支援を行っているカンボディア国の弁護士会と友好協定を締結し、ラオスに対する司法支援の将来の可能性を探ることにあった。

ラオスでは、司法大臣及び弁護士会を表敬訪問して意見交換を行うとともに、裁判所及び外資系法律事務所を訪問した。さらに、宮本日本大使公邸における夕食会、JICA(国際協力事業団)事務所主催の昼食会に招待された。

カンボディアにはアンコール遺跡の玄関であるシェムリアップ空港から入国したが、飛行機のタラップを降りたところで、同州副知事、同州裁判所長の他、プノンペンの司法省次官補が待っており、その



場で本林団長に対する花束贈呈セレモニーが行われた。半日間で世界遺産アンコール遺跡4カ所を駆け足で見学した後、プノンペンに向かった。プノンペンでは、同国政府の実力者であるソック・アン官房長官の私邸において予定時間を大幅に超過して意見交換を行ったのを皮切りに、司法大臣、弁護士会、日本大使館、JICA事務所などを訪問した。

メイン・イベントである同国弁護士会との友好的な相互協力の強化に関する覚書調印式は、弁護士会関係者だけではなく、司法大臣をはじめとする多くの司法関係者が参加し、テレビ取材も入るなど、盛大に執り行われた。同国司法関係者全体会からの、これまでの日弁連の支援活動に対する高い評価と将来的活動に対する大きな期待を実感した。

(国際室嘱託田中みどり)

## カンボジア弁護士会でセミナー開催

10月2、3の両日、カンボジアの首都プノンペンにあるワールドビジョンセンター講堂で、JICAと日弁連によりカンボディア弁護士向けのセミナーが開かれた。新堂幸司会員(日弁連法務研究財団理事長)が「民事訴訟における弁護士の役割」について、カンボディア弁護士と活発な質疑を交えて講義した後、法律扶助(吉野正国際交流委員会委員長)、弁護士倫理(矢吹公敏同副委員長)、刑事弁護士の養成(当職)をテーマにそれぞれ半日ずつの研修を行った。

セミナーには、カンボディアの実働弁護士の半数近い約70名の他、同国裁判所と司法省からも数名が参加し、セミナー後、アンエントン弁護士会長から継続的開催を望む声が寄せられている。

(国際室室長 上柳敏郎)



## 国際的な活動に携わって

神木 篤(沖縄)

私は、いま、カンボディア弁護士会で、ユニセフによる「カンボディアの子ども保護ユニット」の技術支援専門家として少年事件・少年が被害者である事件に対処する専門の弁護士を養成するためのアドバイザーとして活動しています。カンボディアには「少年法」がなく、少年であっても「刑事事件」として裁判を受けることになりますが、この裁判手続においては、刑事訴訟法すら無視した運用がなされています。例えば、本来、2ヶ月以上勾留できないはずの少年が数ヶ月も勾留されていることも決して珍しいことではありませんが、これは判決時に勾留期間を越える懲役刑の言い渡しをし、違法勾留期間を刑期に算入することにより常に「正当化」されてしまうのです。地方では、さらに洪水などで被告人を刑務所から裁判所まで連れて来ることができないなどという理由でも裁判期日は延期され、違法勾留はますます長期化しているのが現状です。

カンボディアの司法制度を改善するためには、裁判官・検察官・警察官の待遇改善及び教育、国民の法意識の向上、社会資本の整備等、様々な問題を克服していくかといけませんがそれまで手をこまねいて待っているのではなく、現地の弁護士と共に身近な活動、例えば勾留に対する不服申立・意見書提出の励行などを通じて、少しずつできるところから改善に向けて努力していくうと思います。



柏木 秀一(第二東京)

私の国際仲裁との出会いは、弁護士登録をした直後、商社に出向し駐在していた英国ロンドンで国際仲裁手続のお手伝いをさせて頂いたことに始まります。その後、(社)国際商事仲裁協会での様々な仲裁事件の代理や弁護士会仲裁センター等での仲裁人を経験し、今秋、国際商業会議所(IICC)の仲裁事件の仲裁人に任命されたところです。

現在、日弁連では、様々な仲裁関係機関の代表を集めて国際仲裁連絡協議会を設け、日本に於ける国際仲裁の発展のための方策を検討するとともに、裁判外紛争処理機関(ADR)協議会を設けて、弁護士会の仲裁センターを含めて弁護士や弁護士会によるADR振興の方策を検討しています。

一方、法務省では、先の新民事訴訟法の改正時にとり残された仲裁法を新たに全面的に改訂して国際的基準の新仲裁法案を検討立案する研究会が設けられましたが、未だその具体案を出すに至っていません。また、国連UNCITRALでも、モデル仲裁法の見直し検討作業が始まり、慶應大学教授三木浩一(東弁)が日本代表として活躍しています。さらにWIPOが本年1月より開始したドメインネーム仲裁でも、早稲田大学名誉教授土井輝生会員(二弁)が日本からの仲裁人の一人として既に多数の裁定を出しています。

学会では、日本海運集会所と国際商事仲裁協会が後援する菊井・三ヶ月東大両教授が設立した「仲裁研究会」(現座長:高桑昭京大名誉教授)が仲裁法試案の改訂版策定作業に着手したところです。

これらの活動に参加させて頂き、今、まさに日本



のADR・仲裁が真に国際化する時代が到来しようとしている感じています。

安田 佳子(東京)

この夏、ベトナムにおける現地研修を含む、国際協力事業団及び国総研主催の専門家養成研修(法整備支援コース)に参加しました。



私は今年で登録10年目になりますが、未だに将来の方向が見えません。登録して最初の5年間に主に「弱者側・庶民側」の一般民事並びに刑事・少年事件の弁護活動を経験したのち、登録6年目にアメリカに留学しました。留学先では「外国人の人権」をテーマに、国際人権法や移民・難民法などを1年半勉強しました。3年前の年末に帰国し、現在の事務所に入りました。以来、米国の巨大ローファームの一部となって国際企業法務を扱うかたわら、東京弁護士会の外国人の権利に関する委員会で細々ながら活動を続けています。

これまでの経験を生かして、これから10年、もっと価値的に時間とエネルギーを使いたい。このままでよいわけがない。何をどうしたらいいのか?この夏の研修参加はその突破口を求めるためのものでした。他国立法を支援するという「国際司法支援」の活動が魅力的であったとともに、それに関わってこられた人々の誠実さが非常に印象的で、私はこの夏ひとつの「突破口」を見出しました。この機会を提供してくださった皆様に感謝しています。

## 国際室日誌

—表敬訪問・懇談—

### 1999年

- 12月9日 上海市律師協会副会長
- 12月14日 東南アジア青年の船参加者
- 12月21日 ニューヨーク大学ロースクール教授

### 2000年

- 1月17日 台湾行政院検察官
- 1月20日 中国消費者協会
- 1月25日 天津市高級人民法院副院長
- 1月31日 カンボディア法律家(JICA研修員)
- 2月24日 ノルウェー大使館公使参事官
- 3月2日 チェチェン母親協会代表
- 3月6日 南京市律師協会会長
- 3月13日 IPBA次期会長
- 3月16日 国連人権高等弁務官事務所ニューヨーク事務所長  
米国商務省法律顧問
- 3月22日 ALSA(アジア法学生協会)参加者
- 3月30日 ハーバード大学アジア・ロー・ソサエティ
- 4月21日 中国民事訴訟法学者
- 5月9日 ロシア法律家連盟
- 5月16日 ノルウェー大使館公使参事官
- 5月25日 中華全国律師協会副会長
- 5月29日 アジア開発銀行法律業務支援研修員
- 6月14日 ヴィエトナム法律家(JICA研修員)
- 8月7日 中国深圳市人民代表大会常務委員会
- 9月5日 外務省中米諸国法律家研修員
- 9月6日 ドイツ大使館参事官
- 9月7日 カンボディア法律家(JICA研修員)
- 9月8日 大韓弁護士協会会長
- 9月19日 北京市高級人民法院副院長
- 9月20日 中国法学会副会長
- 10月2日 ヴィエトナム法律家(JICA研修員)
- 10月16日 中国最高人民法院法官
- 10月19日 イスラエル弁護士会会长
- 11月2日 米国商務省法律顧問
- 11月6日 ハワイ大学ロースクール学長
- 11月10日 上海市律師協会副会長
- 11月14日 リオデジャネイロ州立大学教授
- 11月28日 大韓民国裁判官

## NYU・UCB客員研究員推薦者決定!

当連合会による、NYU(ニューヨーク大学ロースクール)・UCB(カリフォルニア大学バークレー校)への、2001年度客員研究員派遣会員の選考が行われ、NYUへ三木俊博会員(大阪弁護士会27期)、UCBへ本田正幸会員(東京弁護士会49期)を推薦することが正副会長会で決定されました。

この制度は「公益活動に貢献する弁護士のための推薦留学制度」として1997年から実施しており、これまでにNYUに4名、UCBに1名が派遣されています。

来年度派遣予定の上記会員の活躍を期待するとともに、来年度以降も会員の皆さんによるこの留学制度への応募をお待ちしております。お問い合わせは日弁連国際課まで。

## 国際司法支援活動への多数の参加を求む!

昨年9月に発足した「国際司法支援活動弁護士登録制度」の登録者は80名を超みました。

登録会員の中には、国際協力事業団(JICA)の長期専門家としてカンボディアやヴィエトナムの司法省に勤務する者、ユニセフによる「カンボディアの子ども保護ユニット」の法律アドバイザーとして働く者、国内外での法律研修の講師として協力する者などがあり、今年度も幅広い支援分野で多数の会員が活動を行ってきました。

日弁連は登録会員に最新の募集情報を提供している他、年1回、司法支援活動の専門家を講師に迎えて研修会を実施しています。支援を行う法律分野は多岐にわたっており、特に、知的財産権や特許、金融関係の法律専門家の参加要請が数多く来ています。司法支援活動に関心のある方はぜひ、本登録制度にご参加ください。

登録制度に関するご質問は日弁連国際課までお問い合わせください。

## 国際室紹介

国際室が発足してから今年7月で2年目を迎えました。本年度から嘱託弁護士を1名増員し、国際課職員4名とともに、日弁連の国際活動にますますお役に立てるよう業務を行っております。



### 弁護士会便覧の編集

国際室では、日弁連の国際活動の基盤を整備・確立するために、必要情報を収集し、データベース化することに取り組んでいます。その一環として、「世界弁護士会便覧 BAR ASSOCIATIONS DIRECTORY」の編集に着手しました。同便覧は、主要各国の法曹団体・弁護士会約150団体に団体の概要と弁護士制度の概略を照会した結果を整理するものです。諸外国の法曹や機関との情報交換や調査をする際にお役に立てるよう、近日中に日弁連ホームページ上に掲載することを予定しています。

### 英文パンフレットの改訂

日弁連の活動を紹介した英文パンフレットを改訂致しました。

### 日弁連関係委員会への協力

日弁連の国際交流委員会、国際人権問題委員会、外国弁護士及び国際法律業務委員会など、国際関係委員会活動に協力しております。

### 他の同種の機関・団体との交流

「日弁連と世界をむすぶ架け橋 国際室」をスローガンに日弁連の国際活動に資するため、法務省、外務省関係部局、国際協力事業団、国連広報センター、NGOなど政府機関・諸団体との交流を図っています。興味がある方は、国際室国際課にお気軽にお問い合わせください。なお、有益な情報がありましたらお知らせください。また、イギリスのリンクス・イン(法曹学院の一つ)とイスラエル弁護士会は、日本の弁護士との交流を希望しています。